

2 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

決議第1号

令和4年3月7日

提出議案

決議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議 (案) 2

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年3月7日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

中島 美徳

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）

本年2月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始し、ロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いている。攻撃は、ロシアによる軍事力の増強、ドネツクス人民共和国とルガンスク人民共和国を国家承認するとともにドンバス地域へのロシア軍を派遣後に始まった。

これらは、ウクライナの主権および領土の一体性を侵害するもので、国際法に違反する行為であり、断じて許せるものではない。ロシアによる一連の行動は国際秩序を根幹から揺るがすものであり、本市としても見過ごすことが出来ない重大な事柄である。

よって、草津市議会は、この状態を深く憂慮し、自国の平和と安定を望むウクライナ国民と常に共にある事を表明する。また、ロシアが行っている、力による現状変更は断じて容認できるものではなく、最も強い言葉で非難するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊の撤収を要求する。

日本政府においては、国際社会と連携し、いずれの地域においても、軍事力による現状変更は決して許されないという、ゆるぎない意志表明を行うとともに、ロシアに対して厳格な経済制裁などの対応、ウクライナ国民、避難者への人道支援の拡大を行う事を求める。また、ウクライナをはじめとする国際社会の速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月7日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎